

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 昭和五十九年度鳥取県一般会計補正予算

昭和五十九年度鳥取県一般会計補正予算等

昭和六十年年度鳥取県一般会計予算等

告 示

鳥取県告示第五百二十号

昭和六十年二月十五日専決処分した昭和五十九年度鳥取県一般会計補正
予算は、次のとおりである。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

昭和59年度鳥取県一般会計補正予算

昭和59年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291,000千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259,490,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地方交付税	1 地方交付税	72,012,992	82,357	72,095,349
		千円 72,012,992	千円 82,357	千円 72,095,349
5 分担金及び負担金	2 負 担 金	4,489,779	7,143	4,496,922
		4,489,779	7,143	4,496,922
7 国庫支出金	2 国庫補助金	72,987,595	189,500	73,177,095
		72,987,595	189,500	73,177,095
	2 国庫補助金	50,414,096	189,500	50,603,596
		50,414,096	189,500	50,603,596

13 県 債		26,972,000	12,000	26,984,000
	1 県 債	26,972,000	12,000	26,984,000
歳 入 合 計		259,199,949	291,000	259,490,949

歳 出 款	項	補 正 額		計
		補正前の額	補正額	
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	58,470,603	291,000	58,761,603
		22,425,314	237,000	22,662,314
	5 都市計画費	7,593,279	54,000	7,647,279
歳 出 合 計		259,199,949	291,000	259,490,949

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の利率方法	限度額	起債の利率方法
街路事業費	730,000	%	742,000	%
計	26,972,000		26,984,000	

鳥取県告示第五百二十一号

昭和六十年二月定例県議会で三月十三日議決された昭和五十九年度鳥取県一般会計補正予算、昭和五十九年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、昭和五十九年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、昭和五十九年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、昭和五十九年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和五十九年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和五十九年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計補正予算、昭和五十九年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算、昭和五十九年度鳥取県観光施設事業会計補正予算及び昭和五十九年度鳥取県宮病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 田 次

昭和59年度鳥取県一般会計補正予算

昭和59年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,897,983千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 255,592,966千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	1 県 民 税	32,682,793 千円	1,264,612 千円	33,947,405 千円
	2 事 業 税	9,173,153	△ 8,286	9,164,867
	3 不 動 産 取 得 税	7,987,414	970,280	8,957,694
	4 農 林 水 産 物 等 取 得 税	1,555,827	△ 16,889	1,538,938
	5 酒 税	1,451,820	△ 9,411	1,442,409
	6 娯 楽 施 設 利 用 税	378,144	△ 15,775	362,369
	7 料 理 飲 食 等 消 費 税	2,814,365	△ 65,553	2,748,812
7 自 動 車 税	5,019,414	△ 15,292	5,004,122	

3 地方交付税	8 鉾 区 税	5,145	△ 1,583	3,562
	9 狩猟者登録税	20,155	△ 423	19,732
	10 自動車取得税	1,575,706	167,847	1,743,553
地方交付税	11 軽油引取税	2,686,924	259,785	2,946,709
	12 入 猟 税	14,726	△ 88	14,638
	1 地方交付税	72,095,349	1,085,596	73,180,945
5 分担金及び負担金	2 負 担 金	3,098,388	1,838	3,100,226
	1 分 担 金	1,398,534	△ 529	1,398,005
	2 負 担 金	3,710,893	△ 147,110	3,563,783
6 使用料及び手数料	1 使 用 料	2,949,500	△ 135,381	2,814,119
	2 手 数 料	761,393	△ 11,729	749,664
	7 国庫支出金	73,177,095	△ 475,295	72,701,800
2 国庫補助金	1 国庫負担金	21,791,666	△ 387,435	21,404,231
	2 国庫補助金	50,603,596	△ 72,420	50,531,176

8 財 産 収 入	3 委 託 金	781,883	△ 15,440	766,393
		8,306,256	△ 179,698	8,126,558
	1 財 産 運 用 収 入	1,066,040	6,499	1,072,539
	2 財 産 売 払 収 入	7,240,216	△ 186,197	7,054,019
9 寄 附 金		44,196	36	44,232
	1 寄 附 金	44,196	36	44,232
10 繰 入 金		7,006,370	△ 1,469,000	5,537,370
	2 基 金 繰 入 金	6,381,772	△ 1,469,000	4,912,772
12 諸 収 入		28,188,357	△ 3,079,483	25,108,924
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	2,760,007	△ 164,925	2,595,082
	4 貸 付 金 元 利 収 入	22,324,819	△ 3,020,677	19,304,142
	5 受 託 事 業 収 入	333,710	△ 18,482	315,228
	6 収 益 事 業 収 入	519,000	△ 8,736	510,264
	7 雑 入	2,088,563	133,387	2,221,950
		26,984,000	△ 899,000	26,085,000
13 債 債	1 債 債	26,984,000	△ 899,000	26,085,000

歳 入 合 計		259,490,949	△ 3,897,983	255,592,966
歳 出				
1 議 会 費	1 議 会 費	687,512	△ 10,157	677,355
		千円	千円	千円
2 総 務 費	1 議 会 費	687,512	△ 10,157	677,355
	1 総 務 管 理 費	13,613,301	△ 215,230	13,398,071
	2 企 画 費	412,481	486,737	899,218
	3 後 税 費	1,485,256	△ 29,076	1,456,180
	4 市 町 村 振 興 費	1,059,985	△ 52,194	1,007,791
	5 選 挙 費	37,939	△ 5,709	32,230
	6 防 災 費	139,043	△ 3,485	135,558
	7 統 計 調 査 費	313,131	△ 8,433	304,698
	8 人 事 委 員 会 費	95,262	430	95,692
	9 監 査 委 員 費	101,036	△ 2,241	98,795
3 民 生 費		14,140,647	△ 492,043	13,648,604

4 衛生費	1 社会福祉費	7,020,208	△ 392,376	6,627,832
	2 児童福祉費	4,459,173	△ 53,177	4,405,996
	3 生活保護費	2,649,674	△ 46,490	2,603,184
		8,554,984	△ 223,121	8,331,863
5 労働費	1 公衆衛生費	2,327,253	△ 175,478	2,151,775
	2 環境衛生費	491,923	△ 5,800	486,123
	3 保健所費	1,241,978	△ 8,218	1,233,760
	4 医薬費	4,493,830	△ 33,625	4,460,205
6 農林水産業費		1,133,081	△ 88,698	1,044,383
	1 労政費	272,357	△ 1,519	270,838
	2 職業訓練費	548,653	△ 59,672	488,981
	3 失業対策費	220,976	△ 26,898	194,078
7 商工費	4 労働委員会費	91,095	△ 609	90,486
	1 農業費	10,845,210	△ 182,873	10,662,337
	2 畜産業費	3,790,685	△ 159,177	3,631,508
8 土木費		43,833,657	△ 440,366	43,393,291
	3 農地費	16,660,672	△ 8,021	16,652,651
	4 林業費	8,407,319	△ 127,534	8,279,785
	5 水産業費	4,129,771	37,239	4,167,010
	1 商業費	14,406,093	△ 1,639,057	12,767,036
	2 工鉱業費	8,346,781	△ 894,986	7,451,795
9 警察費	3 観光費	210,162	△ 36,332	173,830
		58,761,603	205,291	58,966,894
	1 土木管理費	310,376	3,541	313,917
	2 道路橋りょう費	22,662,314	101,931	22,764,245
	3 河川海岸費	14,296,593	76,269	14,372,862
	4 港湾費	11,134,076	87,839	11,221,915
9 警察費	5 都市計画費	7,647,279	4,752	7,652,031
	6 住宅費	2,710,965	△ 69,041	2,641,924
9 警察費		10,293,956	106,936	10,400,892
	1 警察管理費	8,985,697	106,936	9,092,633

10 教育費	1 教育総務費	54,944,905	412,951	55,357,856
	2 小学校費	10,212,289	△ 31,580	10,180,659
	3 中学校費	17,125,591	499,426	17,625,017
	4 高等学校費	9,123,404	56,521	9,179,925
	5 特殊学校費	13,682,615	△ 64,278	13,618,337
	6 社会教育費	2,290,355	△ 23,397	2,266,958
	7 保健体育費	1,270,528	△ 22,158	1,248,370
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	1,240,173	△ 1,583	1,238,590
	2 農林水産施設 災害復旧費	3,967,205	△ 812,966	3,154,239
	2 土木施設災害 復旧費	454,077	△ 210,583	243,494
12 公債費	1 公債費	3,513,128	△ 602,383	2,910,745
	1 公債費	25,104,337	83,685	25,188,022
13 諸支出金	1 公営企業支出 金	25,104,337	83,685	25,188,022
	1 公営企業支出 金	1,392,725	146,110	1,538,835
	2 構築施設利用 拠交付金	216,010	6,930	222,940
		128,870	△ 4,691	124,179

3 自動車取得税 交付金	1,047,845	149,871	1,191,716
歳 出 合 計	259,490,949	△ 3,897,988	255,592,966

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年度年割額	総額	年度年割額
6 農林水産業費	1 農業費	広域農業 施設改善 事業費	272,824	58	266,695	58
			千円	千円	千円	千円
			59	134,450	59	134,450
			138,374	266,695	59	132,245

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 農地費	県単土地改良事業費	千円 3,173
		団体営ため池等整備事業費	6,585
7 商工費	2 工業費	林道開設事業費	31,808
		林業地域総合整備事業費	8,670
8 土木費	2 道路橋りょう 費	旧岩美鉦山鉦害防止事業費	17,831
		単県道路改良事業費	13,536
	3 河川海岸費	河川改良事業費	47,610

10 教 育 費	1 教育総務費	河川環境整備事業費	28,800	
		河川災害関連事業費	53,108	
		河川災害復旧助成事業費	127,150	
		防災調節池事業費	40,000	
		砂防事業費	60,180	
		急傾斜地崩壊対策事業費	11,370	
		砂防災害関連事業費	6,798	
		4 港 湾 費	鳥取空港整備事業費	101,000
		鳥取空港整備関連事業費	516,000	
		5 都市計画費	街路事業費	141,900
		流域下水道事業費	49,589	
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	高等教育整備費	5,049,298	
		高等学校費	221,055	
		57年建設災害復旧費	6,114	
		58年建設災害復旧費	55,716	
59年建設災害復旧費	608,891			

計

7,206,192

第4表 債務負担行為補正追加

事 項	期 間	限 度	額
土地改良費	昭和59年度から昭和60年度まで		千円 375,050
開墾及び開拓事業費	昭和59年度から昭和60年度まで		57,205
林道費	昭和59年度から昭和60年度まで		72,833
治山費	昭和59年度から昭和60年度まで		35,280
道路新設改良費	昭和59年度から昭和60年度まで		238,076
橋りょう新設改良費	昭和59年度から昭和60年度まで		44,700
河川改良費	昭和59年度から昭和60年度まで		184,000
砂防費	昭和59年度から昭和60年度まで		66,000
海岸保全費	昭和59年度から昭和60年度まで		71,000
港湾建設費	昭和59年度から昭和60年度まで		368,400
街路事業費	昭和59年度から昭和60年度まで		92,990
下水道費	昭和59年度から昭和60年度まで		76,225

高等学校施設整備費	910,000		887,000		
治山施設災害復旧費	13,000		0		
漁港施設災害復旧費	33,000		0		
建設災害復旧費	957,000		812,000		
港湾災害復旧費	98,000		74,000		
直轄災害復旧費	146,000		51,000		
林業総務費	0		12,000		
計	26,984,000		26,085,000		

借入金年度から1年度の間も、償入年又は償入年より後の間に償還する。償入年又は償入年より後の間に償還する。償入年又は償入年より後の間に償還する。償入年又は償入年より後の間に償還する。

昭和59年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

昭和59年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,367千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ510,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 502,845	千円 7,367	千円 510,212
	3 集中管理事業収入	288,769	7,367	291,136
	合 計	508,460	7,367	510,827

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 497,946	千円 7,367	千円 505,313
	3 集中管理事業費	288,469	7,367	290,836
	合 計	508,460	7,367	510,827

昭和59年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算
 昭和59年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183,422千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,976,054千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 2,736,772	千円 183,302	千円 2,920,074
	1 証紙収入	2,736,772	183,302	2,920,074
2 繰越金		55,860	120	55,980
	1 繰越金	55,860	120	55,980
歳入	合計	2,792,632	183,422	2,976,054
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰出金		千円 2,726,405	千円 187,337	千円 2,913,742
		2,726,405	187,337	2,913,742

歳 出	合計	183,422	2,976,054
1 一般会計繰出金	2,726,405	187,337	2,913,742
3 予備費			
	1 予備費	66,226	3,915
合計	2,792,632	183,422	2,976,054

昭和59年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
 昭和59年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,183千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ613,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 15,725	千円 2,183	千円 13,542
	1 一般会計繰入金	15,725	2,183	13,542
歳入	合計	616,143	2,183	613,960

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付事業費		千円 616,143	千円 △ 2,183	千円 613,960
	1 農業改良資金貸付事業費	616,143	△ 2,183	613,960
歳 出	合 計	616,143	△ 2,183	613,960

昭和59年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和59年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,760千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ317,892千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 10,107	千円 △ 561	千円 9,546

歳 入				
2 財産収入	1 国庫補助金	10,107	△ 561	9,546
2 財産収入	1 財産売却収入	54,262	9,049	63,311
	1 財産売却収入	54,260	8,937	63,197
2 財産運用収入	2 財産運用収入	2	112	114
	2 財産運用収入	2	112	114
3 繰入金	1 一般会計繰入金	160,044	△ 33,250	126,794
	1 一般会計繰入金	160,044	△ 33,250	126,794
4 繰越金	1 繰越金	100	733	833
	1 繰越金	100	733	833
5 諸収入	2 雑収入	50,139	6,269	56,408
	2 雑収入	50,039	6,269	56,308
6 県債	1 県債	50,000	11,000	61,000
	1 県債	50,000	11,000	61,000
歳 入	合 計	324,652	△ 6,760	317,892

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営林事業費		千円 282,710	千円 △ 5,719	千円 276,991

歳 出	合 計	1 職 員 費	107,685	2,061	109,696
		3 保 育 事 業 費	140,256	△ 5,440	134,816
		4 処 分 事 業 費	11,896	△ 4,131	7,765
		6 管 理 事 業 費	18,880	1,791	20,681
		2 公 債 費	41,942	△ 1,041	40,901
		1 公 債 費	41,942	△ 1,041	40,901
歳 出	合 計	324,652	△ 6,760	317,892	

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	起債の利率方法	限 度 額	起債の利率方法
県営林事業費	千円 50,000	%	千円 61,000	%
計	50,000	/	61,000	/

昭和59年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算
 昭和59年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に
 定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 141,520千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 658,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 171,500	千円 △ 54,950	千円 116,550
	1 国庫補助金	171,500	△ 54,950	116,550
2 使用料及び手数料		223,394	△ 20,438	202,956
	1 使用料	223,394	△ 20,438	202,956
4 繰 入 金		20,316	30,598	50,914
	1 一般会計繰入金	20,316	30,598	50,914
5 繰 越 金		10,000	△ 1,930	8,070
		10,000	△ 1,930	8,070

	繰越金	10,000	△ 1,930	8,070
6 諸 収 入	雑 入	20,653	6,200	26,853
	1 雑 入	20,653	6,200	26,853
7 県 債 債		354,000	△ 101,000	253,000
	1 県 債	354,000	△ 101,000	253,000
歳 入 合 計		799,916	△ 141,520	658,396

歳 出

1 事 業 費	1 事 業 費	補正前の額	補 正 額	計
		千円 682,560	千円 △ 139,355	千円 543,205
2 公 債 費	1 公 債 費	682,560	△ 139,355	543,205
		117,356	△ 2,165	115,191
歳 出 合 計	1 公 債 費	117,356	△ 2,165	115,191
		799,916	△ 141,520	658,396

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 事 業 費	1 事 業 費	水産物流通加工拠点総合整備事業費	千円 80,982

計	80,982
---	--------

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	起債の利率方法	限 度 額	起債の利率方法
県営境港水産施設事業費	千円 354,000	%	千円 253,000	%
計	354,000	△	253,000	△

昭和59年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計補正予算

昭和59年度鳥取県の天神川流域下水道管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,912千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,281千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円 10,145	千円 △ 5,213	千円 4,932

負担金	10,145	△ 5,213	4,932
2 繰入金	128,046 <td>△ 18,093 <td>109,953</td> </td>	△ 18,093 <td>109,953</td>	109,953
1 一般会計繰入金	128,046 <td>△ 18,093 <td>109,953</td> </td>	△ 18,093 <td>109,953</td>	109,953
3 繰越金	1	6,394	6,395
1 繰越金	1	6,394	6,395
歳入 合計	138,193 <td>△ 16,912 <td>121,281</td> </td>	△ 16,912 <td>121,281</td>	121,281

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道管理事業費		千円 138,193	千円 △ 16,912	千円 121,281
	1 管理運営費	35,806	△ 1,061	34,745
	2 業務費	102,387	△ 15,851	86,536
	歳出 合計	138,193	△ 16,912	121,281

昭和59年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

昭和59年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,000千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 204,098	千円 △ 12,000	千円 192,098
	1 一般会計繰入金	204,098	△ 12,000	192,098
歳入 合計		305,433	△ 12,000	293,433

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立学校水産実習船実習費		千円 305,433	千円 △ 12,000	千円 293,433
	1 県立学校水産実習船実習費	305,433	△ 12,000	293,433
歳出 合計		305,433	△ 12,000	293,433

昭和59年度鳥取県営観光施設事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和59年度鳥取県営観光施設事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和59年度鳥取県観光施設事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 皆生温泉公園利用人員	79,100人	△ 12,800人	60,300人

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 観光施設事業収 益	105,816千円	△ 689千円	105,127千円
第1項 営業収益	41,082千円	△ 7,958千円	33,074千円
第2項 営業外収益	205千円	339千円	544千円
第3項 他会計からの借入金	64,579千円	△ 56,265千円	8,314千円
第4項 他会計からの長期借入金	0千円	63,195千円	63,195千円
支 出			
第1款 観光施設事業費	184,176千円	△ 49,212千円	134,964千円
第1項 営業費用	72,384千円	△ 689千円	71,695千円
第3項 他会計からの借入金償還金	64,579千円	△ 56,265千円	8,314千円
第4項 特別損失	0千円	7,742千円	7,742千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつて書を削り、資本的収入及び支出の予定額を

次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	108,660千円	0千円	108,660千円
第1項 他会計からの借入金	108,660千円	△108,660千円	0千円
第2項 他会計からの長期借入金	0千円	108,660千円	108,660千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	217,320千円	△108,660千円	108,660千円
第3項 他会計からの借入金償還金	108,660千円	△108,660千円	0千円

昭和59年度鳥取県宮病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和59年度鳥取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和59年度鳥取県宮病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	7,206,661千円	27,062千円	7,233,723千円
第1項 医業収益	6,482,603千円	27,062千円	6,509,665千円

支 出

第1款 病院事業費用 7,544,246千円 27,062千円 7,571,308千円
 第1項 医業費用 7,326,185千円 27,062千円 7,353,247千円
 (資本的収入及び支出の補正)
 第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	3,580,586千円	△16,112千円	3,564,474千円
第1項 出資金	493,342千円	△2,892千円	490,450千円
第2項 他会計からの借入金	2,029,244千円	△13,220千円	2,016,024千円
第3項 企業債	1,057,000千円	△9,000千円	1,048,000千円
第4項 補助金	1,000千円	9,000千円	10,000千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,535,949千円	△2,892千円	3,533,057千円
第1項 建設改良費	1,165,399千円	△1,363千円	1,164,036千円
第2項 企業債償還金	493,782千円	△1,529千円	492,253千円
(企業債の補正)			
第4条 予算第5条中「1,057,000千円」を「1,048,000千円」に改める。 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)			
第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	4,083,890千円	27,062千円	4,110,952千円

鳥取県告示第五百二十二号

昭和六十年二月定例県議会で三月二十二日議決された昭和六十年鳥取県一般会計予算、昭和六十年鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和六十年鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県畜産振興資金貸付事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県営林事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県森山大山有料道路事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県県営駐車場事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計予算、昭和六十年鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和六十年鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和六十年鳥取県電気事業会計予算、昭和六十年鳥取県営工業用水道事業会計予算、昭和六十年鳥取県管理立事業会計予算、昭和六十年鳥取県観光施設事業会計予算及び昭和六十年鳥取県宮病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

昭和60年度鳥取県一般会計予算

昭和60年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 255,463,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第87号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第280条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第285条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

1 県	税 款	項	金 額
			千円 36,520,320
	1 県	民 税	9,946,214
	2 事	業 税	10,223,729
	3	不 動 産 取 得 税	1,632,545
	4	県 た ば こ 消 費 税	1,428,913
	5	娯 楽 施 設 利 用 税	373,159
	6	料 理 飲 食 等 消 費 税	2,916,010
	7	自 動 車 税	5,034,072
	8	鉱 区 税	3,471
	9	狩 猟 者 登 録 税	18,028
	10	自 動 車 取 得 税	1,813,052
	11	軽 油 引 取 税	3,117,739
	12	入 猟 税	13,388

2 地方譲与税			2,000,246	8 財産収入			47,175,242
	1 地方道路譲与税		1,833,179		2 国庫補助金	3 委託金	870,801
	2 石油ガス譲与税		164,398		1 財産運用収入		1,726,178
3 地方交付税	3 航空機燃料譲与税		2,669	2 財産売却収入		560,212	
			81,222,000	9 寄附金			362,148
	1 地方交付税		81,222,000	1 寄附金		362,148	
4 交通安全対策特別交付金			215,380	10 繰入金			9,718,007
	1 交通安全対策特別交付金		215,380	1 特別会計繰入金		888,606	
5 分担金及び負担金			4,625,137	2 基金繰入金		8,829,401	
	1 分担金		1,310,025	11 繰越金			100,000
	2 負担金		3,315,112	1 繰越金		100,000	
6 使用料及び手数料			3,947,413	12 諸収入			29,237,339
	1 使用料		3,141,546	1 延滞金、加算金及び過料		93,838	
	2 手数料		805,867	2 県預金利子		68,264	
7 国庫支出金			69,628,832	3 公営企業貸付金元利収入		2,804,768	
	1 国庫負担金		21,582,789				

歳 入	債	4 貸付金元利収入	23,142,627
		5 受託事業収入	255,017
		6 収益事業収入	536,000
		7 雑 入	2,336,825
		13 県	16,160,000
		1 県	16,160,000
		合 計	255,463,000
歳 出	款 費	1 議 会 費	722,906
		1 議 会 費	722,906
		2 総 務 費	15,555,952
		1 総 務 管 理 費	12,271,871
		2 企 画 費	457,074
		3 徴 税 費	1,487,177
		4 市 町 村 振 興 費	581,582
		3 民 生 費	15,374,400
		1 社 会 福 祉 費	7,961,120
		2 児 童 福 祉 費	4,710,513
3 生 活 保 護 費	2,695,204		
4 災 害 救 助 費	7,563		
4 衛 生 費	8,912,583		
1 公 衆 衛 生 費	2,303,453		
2 環 境 衛 生 費	552,115		
3 保 健 所 費	1,263,749		
4 医 薬 費	4,793,266		
5 勞 働 費	1,149,746		

6 農 林 水 産 業 費	1 勞 政 費	299,529
	2 職 業 訓 練 費	555,895
	3 失 業 對 策 費	201,180
	4 勞 働 委 員 會 費	93,142
7 商 工 費	1 農 業 費	10,492,457
	2 畜 産 業 費	2,874,798
	3 農 地 費	16,419,287
	4 林 業 費	7,838,169
	5 水 産 業 費	3,977,773
8 土 木 費	1 商 業 費	13,747,891
	2 工 敏 業 費	9,381,822
	3 観 光 費	376,265
9 警 察 費	1 土 木 管 理 費	55,929,077
	1 勞 政 費	313,249
	2 道 路 橋 の よ う 費	23,029,816
	3 河 川 海 岸 費	14,161,159
	4 港 灣 費	9,060,580
	5 都 市 計 画 費	6,270,711
	6 住 宅 費	3,093,562
10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	10,524,679
	2 警 察 活 動 費	9,216,004
	1 教 育 總 務 費	1,308,675
	2 小 学 校 費	50,485,588
	3 中 学 校 費	3,244,766
	4 高 等 学 校 費	18,682,152
	5 特 殊 学 校 費	9,884,105
7 保 健 体 育 費	4 高 等 学 校 費	13,816,288
	5 特 殊 学 校 費	2,372,416
	6 社 会 教 育 費	1,191,518
	7 保 健 体 育 費	1,294,343

第3表 債務負担行為

新 規

事 項	期 間	限 度	額
鳥取県土地開発公社の借入金に対する債務保証	昭和60年度から昭和64年度まで	鳥取県土地開発公社が昭和60年度に国内銀行にによる補助事業のために土地の先行り入れられるために金融機関から借り入れられる、000千円	2,188,000
看護学生等修学資金貸付金	昭和60年度から昭和62年度まで		11,282
中小企業設備貸与事業に関する損失補償	昭和60年度から昭和72年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化(資金)に基いて、昭和31年法律第115号)のため、中小企業者に貸与する45パーセントに相当する金額を限度として、当該借付金の未回収額より生じた損失額	62,674
野菜価格安定対策事業補助	昭和60年度から昭和63年度まで	財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	28,167
税引いたげ価格安定対策事業補助	昭和60年度	融資元本804,798千円について損失補償契約に定められている最終償還期限に達した日以後10か月を公事元利息(損失補償)に相当する金額	15,714
野営流通安定対策事業補助	昭和60年度から昭和61年度まで		

11 災害復旧費	2,822,201	
	1 農林水産施設災害復旧費	411,530
12 公債費	2,410,671	
	2 土木施設災害復旧費	2,410,671
13 諸支出金	27,227,719	
	1 公債費	27,227,719
14 予備費	1,549,687	
	1 公営企業支出金	214,091
	2 娯楽施設利用税交付金	129,916
歳 出 合 計	3 自動車取得税交付金	1,205,680
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		255,463,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	4 高等学校費	高等学校整備費	3,051,600	60	1,242,320
				61	1,719,100
				62	90,180

農業近代化資金利子補給	昭和60年度から昭和80年度まで	融資総額 7,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.75/100に相当する金額
農業近代化推進資金利子補給	昭和60年度から昭和66年度まで	融資総額 1,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2.5/100に相当する金額
果樹災害対策利子補給補助	昭和60年度から昭和61年度まで	昭和60年度における果樹災害について、鳥取県果実農業協同組合連合会が、鳥取県庁内で行なう利子補給額の1/3に相当する金額
水田高度利用促進対策事業補助	昭和60年度から昭和61年度まで	179,715
財団法人鳥取県農業開発公社農用地取得資金借入金損失補償	昭和60年度から昭和66年度まで	融資元本 361,000千円について、損失補償契約に定める最終償還期限以後10か月を経過した日において、同法を全けることと滞りなく、元金合計額に相当する金額
畜産経営健全化特別対策資金利子補給	昭和60年度から昭和68年度まで	融資総額 1,300,000千円を限度とし、各年度の融資残高の1/100に相当する金額
漁業用燃料対策特別資金利子補給	昭和60年度から昭和64年度まで	融資総額 300,000千円を限度とし、各年度の融資残高の5.5/100に相当する金額
漁業近代化資金利子補給	昭和60年度から昭和76年度まで	融資総額 1,200,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額
漁業経営維持安定資金利子補給	昭和60年度から昭和68年度まで	融資総額 200,000千円を限度とし、各年度の融資残高の3.5/100に相当する金額
漁業経営安定資金利子補給	昭和60年度から昭和62年度まで	融資総額 300,000千円を限度とし、各年度の融資残高の3/100に相当する金額
一般国道431号道路改良事業用地購入費	昭和60年度から昭和64年度まで	688,000
一般国道奥谷正蓮寺線特殊改良一種事業用地購入費	昭和60年度から昭和64年度まで	118,000
一般国道431号橋りょう架換工事(水貫工事)のうち上部工事	昭和60年度から昭和61年度まで	60,000
鳥取都市計画道路南鳥口美保橋線街路事業用地購入費	昭和60年度から昭和64年度まで	410,000
鳥取都市計画公園整備事業用地購入費	昭和60年度から昭和64年度まで	972,000
賀待ダム建設事業のうち主放流設備等工事	昭和60年度から昭和62年度まで	750,000
地域特別分譲住宅購入資金利子補給	昭和60年度から昭和66年度まで	30,377
育英奨学生貸付金	昭和60年度から昭和67年度まで	92,472
地域改善対策大学奨学生貸付金	昭和60年度から昭和65年度まで	84,386

治山施設災害復旧費	49,000	同	上	同	上	同	上
漁港施設災害復旧費	83,000	同	上	同	上	同	上
建設災害復旧費	703,000	同	上	同	上	同	上
港湾災害復旧費	22,000	同	上	同	上	同	上
直轄河川事業費	533,000	同	上	同	上	同	上
直轄海岸保全事業費	92,000	同	上	同	上	同	上
直轄砂防事業費	159,000	同	上	同	上	同	上
直轄ダム事業費	18,000	同	上	同	上	同	上
直轄港湾事業費	430,000	同	上	同	上	同	上
直轄災害復旧費	87,000	同	上	同	上	同	上
計	16,160,000						

昭和60年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和60年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ544,238千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	千円 541,180
	2 自動車管理事業収入	220,500
	3 集中管理事業収入	24,742
2 財産収入	1 財産売却収入	295,938
		600
3 繰越金	1 繰越金	600
		2,458
歳 入	合 計	2,458
		544,238

歳 出

款	項	金額
1 事業費		千円 536,651

2 諸 支 出 金	1 用品調達事業費	215,670
	2 自動車管理事業費	25,343
	3 集中管理事業費	295,638
	1 繰 出 金	7,587
歳 出 合 計		544,238

昭和60年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和60年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,095,245千円と定めらる。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 証 紙 収 入		千円 3,033,312

2 繰 越 金	1 証 紙 収 入	3,033,312
	1 繰 越 金	61,933
	歳 入 合 計	3,095,245

歳 出

款	項	金額
1 一 般 会 計 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	千円 3,022,654
	1 繰 出 金	3,022,654
2 諸 支 出 金	1 債 還 金	1
	1 予 備 費	72,590
3 予 備 費	1 予 備 費	72,590
	歳 出 合 計	3,095,245

昭和60年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和60年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,528千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 12,000
	1 国庫貸付金	12,000
2 繰入金		6,586
	1 一般会計繰入金	6,586
3 繰越金		7,758

歳 入	1 繰越金	金額
4 諸収入		71,184
	1 貸付金元利収入	70,866
	2 雑収入	818
合 計		97,528

歳 出

款	項	金額
1 母子福祉資金貸付事業費		千円 97,528
	1 母子福祉資金貸付事業費	97,528
合 計		97,528

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金貸付金	昭和60年度から昭和64年度まで	千円 68,316

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	

母子福祉資金貸付金	12,000	政府の定める方法による。	無利子	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。
計	12,000			

昭和60年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和60年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,066千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 繰越金		千円 13,839
	1 繰越金	13,839

2 諸収入	1 貸付金元利収入	53,227
	2 雑収入	60
	合計	67,066

歳出	款	項	金額
1 寡婦福祉資金貸付事業費	1 寡婦福祉資金貸付事業費		千円 67,066
		1 寡婦福祉資金貸付事業費	67,066
	合計		67,066

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額
修学資金貸付金		昭和60年度から昭和63年度まで	千円 10,752

昭和60年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
昭和60年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,360,457千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 46,773
	1 国庫補助金	46,773
2 繰入金		661,800
	1 一般会計繰入金	661,800
3 繰越金		65,000
	1 繰越金	65,000
4 諸収入		2,442,924
	1 県預金利子	2,401

歳 出	款	項	金額
	1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 4,360,457
		1 中小企業近代化資金貸付事業費	4,360,457
歳 入	合 計		4,360,457

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 1,143,960	中小企業事業団の定める方法による。	4.3以内%	中小企業事業団業務方法書に基づき都道府県に対する資金貸付率則第5条に定める方法による。
計	1,143,960			

昭和60年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算
昭和60年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,051,118千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 26,000
	1 国庫貸付金	26,000
2 繰入金		10,288
	1 一般会計繰入金	10,288
3 繰越金		666,297

歳 入	歳 入	歳 入	歳 入	歳 入	歳 入	歳 入	歳 入	歳 入	歳 入
4 諸 収 入	1 繰 越 金	666,297							
	1 貸付金元利収入	348,531							
	2 県預金利息	1							
	3 雑 入	1							
	合 計	1,051,118							

歳 出

款	項	金額
1 農業改良資金貸付事業費		千円 1,051,118
	1 農業改良資金貸付事業費	1,051,118
合 計		1,051,118

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 26,000	政府の定める方法による。	無利子	農業改良資金助成法に定める方法による。
計	26,000			

昭和60年度鳥取県畜産振興資金貸付事業特別会計予算
昭和60年度鳥取県の畜産振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,037千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 60,000
	1 国庫貸付金	60,000
2 繰入金		31,035
	1 一般会計繰入金	31,035
3 繰越金		1
	1 繰越金	1

4 諸収入	1 県預金利子	
	入	合計
歳	合計	91,037

歳出

1 畜産振興資金貸付事業費	款	項	金額
	歳	出	合計
1 畜産振興資金貸付事業費			千円 91,037
	1 畜産振興資金貸付事業費		91,037
歳	出	合計	91,037

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
畜産振興資金貸付金	千円 60,000	政府の定める方法による。	無利子	% 農業改良資金助成法に定める方法による。
計	60,000			

昭和60年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算
昭和60年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,000 千円
2 繰 越 金	1 繰 越 金	18,761
		18,761
3 諸 収 入		73,240
		1 貸 付 金 元 利 収 入
		73,238
合 計	歳 入	94,001

歳 出

款	項	金額
1 林業改善資金貸付事業費		94,001 千円
	1 林業改善資金貸付事業費	94,001
合 計	歳 出	94,001

昭和60年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和60年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ297,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		1,828 千円

				る。
				も償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を借換えることができるものとする。
計	50,000			

昭和60年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和60年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ508,046千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 69,552

2 使用料及び手数料	1 国庫補助金	
	1 使用料	69,552
3 財産収入	228,922	
	1 財産運用収入	53
4 繰入金	508,046	
	1 財産売却収入	44,010
5 繰越金	44,010	
	1 繰越金	1
6 諸収入	1	
	1 雑収入	27,508
7 県債	27,508	
	1 県債	138,000
歳入 合計	138,000	
	1 県債	508,046

歳 出

歳 入	3 雑 入	1
	合 計	91,308

歳 出	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	91,308
		合 計	91,308

昭和60年度鳥取県大山有料道路事業特別会計予算

昭和60年度鳥取県の大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,868千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	歳 出	合 計	金 額
款	項	金	額

1 諸 収 入	1 雑 入	4,868
	合 計	4,868

歳 出	1 公 債 費	1 公 債 費	4,868
		合 計	4,868

昭和60年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算

昭和60年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,160千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	歳 出	合 計	金 額
款	項	金	額

款	項	金額
1 事業収入		千円 22,926
	1 事業収入	22,926
2 繰越金		9,204
	1 繰越金	9,204
3 諸収入		30
	1 雑収入	30
歳入	合計	32,160

款	項	金額
1 県営駐車場事業費		千円 32,160
	1 県営駐車場管理費	32,160
歳出	合計	32,160

昭和60年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計予算
 昭和60年度鳥取県の天神川流域下水道管理事業特別会計の予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ164,354千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 16,384
	1 負担金	16,384
2 繰入金		147,969
	1 一般会計繰入金	147,969
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入	合計	164,354

歳出

款	項	金額
1 流域下水道管理事業費		千円 164,354
		164,354

歳 出	1 管 理 運 営 費	42,204
	2 業 務 費	122,150
合 計		164,354

昭和60年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

昭和60年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,462千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 148,466
	1 財 産 売 払 収 入	148,466
2 繰 越 金		3,964
	1 繰 越 金	3,964

3 諸 収 入		32
	1 雑 入	32
合 計		147,462

歳 出

款	項	金額
1 県立学校農業実習費		千円 147,462
	1 県立学校農業実習費	147,462
合 計		147,462

昭和60年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和60年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ316,696千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 101,190
	1 財 産 売 払 収 入	101,190
2 繰 入 金		215,505
	1 一 般 会 計 繰 入 金	215,505
3 諸 収 入		1
	1 雑 収 入	1
歳 入	合 計	816,696

款	項	金額
1 県立学校水産実習船実習費		千円 316,696
	1 県立学校水産実習船実習費	316,696
歳 出	合 計	316,696

昭和60年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和60年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところに

よる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 131,034,000KWH
 - (2) 新幡郷発電所調査費 100,000千円
 - (3) 袋川発電所調査費 500千円
 - (4) 若桜発電所調査費 5,000千円
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 電気事業収益 | 1,240,665千円 |
| 第1項 営業収益 | 1,227,280千円 |
| 第2項 営業外収益 | 13,385千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 電気事業費 | 1,228,044千円 |
| 第1項 営業費用 | 879,773千円 |
| 第2項 営業外費用 | 348,271千円 |
- (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額287,764千円は建設改良積立金19,000千円、当年度分損益勘定留保資金178,885千円及び繰越利益剰余金処分額89,879千円で補てんするものとする。)

- | | |
|-----------|-----|
| 収 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 1千円 |

第1項 固定資産売却代金 1千円

支 出

第1款 資本的支出 287,765千円

第1項 建設改良費 110,500千円

第2項 企業債償還金 177,265千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は211,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額で、若しくはこれらの以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 464,375千円

(2) 交 際 費 400千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち89,879千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 70,879千円

(2) 建設改良積立金 19,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

昭和60年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和60年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 20,440,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 342,066千円

第1項 営業収益 312,696千円

第2項 営業外収益 29,370千円

支 出

第1款 工業用水道事業費 282,160千円

第1項 営業費用 228,551千円

第2項 営業外費用 53,609千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 134,655千円は当年度分損益勘定留保資金47,567千円、過年度繰越欠損金減少に伴う留保資金56,726千円、当年度繰越欠損金減少に伴う留保資金 2,601千円及び当年度利益剰余金処分額27,761千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入 16,695千円

第1項 出資金 16,695千円

支 出	支 出
第1款 資本的支出	151,350千円
第1項 建設改良費	4,000千円
第2項 企業債償還金	72,350千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金 (一時借入金)	75,000千円
第5条 一時借入金の限度額は、34,000千円と定める。 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)	
第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。	
(1) 職員給与費	95,678千円
(他会計からの補助金)	
第7条 工業用水道事業の経営健全化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、24,615千円である。 (利益剰余金の処分)	
第8条 当年度利益剰余金のうち27,761千円は、次のとおり処分するものと定める。	
(1) 減債積立金 (たな卸資産購入限度額)	
第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。	
昭和60年度鳥取県管理立事業会計予算 (総 則)	
第1条 昭和60年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。	
(業務の予定量)	
第2条 業務の予定は、次のとおりとする。	
(1) 米子港横ヶ崎地区埋立地売却面積	1ヘクタール
(2) 境港外港竹内地区埋立事業 工事費	1,712,385千円
(収益的収入及び支出)	
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収 入	支 出
第1款 埋立事業収益	289,300千円
第1項 営業収益	289,280千円
第2項 営業外収益	20千円
支 出	収 入
第1款 埋立事業費用	164,008千円
第1項 営業費用	164,008千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 453千円は当年度分損益勘定留保資金453千円で補てんするものとする。)	
収 入	支 出
第1款 資本的収入	2,891,130千円
第1項 企業債	2,700,000千円
第2項 他会計からの長期借入金	1,198千円
第3項 建設収入	189,932千円

支 出

第1款 資本的支出 2,891,583千円
 第1項 建設改良費 1,713,583千円
 第2項 企業債償還金 1,178,000千円

(継続費)

第5条 昭和58年度鳥取県営埋立事業会計補正予算中第5条継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

款 項	事業名	総 額	年 度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	22,981,000千円	49年度	134,110千円
	境港外港 竹内地区 埋立事業		50年度	168,064千円
			51年度	81,900千円
			52年度	693,240千円
			53年度	2,810,268千円
			54年度	2,772,527千円
			55年度	2,620,119千円
			56年度	1,740,234千円
			57年度	1,400,018千円
			58年度	2,805,780千円
			59年度	2,312,599千円
			60年度	1,712,385千円
			61年度	1,687,423千円
			62年度	1,992,335千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充 当	2,700,000 千円	証券借入れ又は 証券発行の運用部 より資金その他よ り借入れするもの とする。ただし、 は、県財政の額を 翌年度起債き は、より一部を 繰り延べして 繰り延べする。	10以内 %	借入年度から1 年後すなわち、 29年度の間に 償還するもの とし、償還は 短期償還とし、 償還期間は 1年以内とする。 償還は、繰上 りとするもの とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,890,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 98,582千円
- (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭 和 60 年 度 鳥 取 県 営 観 光 施 設 事 業 会 計 予 算

(總 則)

第 1 条 昭 和 60 年 度 鳥 取 県 営 観 光 施 設 事 業 会 計 の 予 算 は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

(業 務 の 予 定 量)

第 2 条 業 務 の 予 定 量 は、次 の と お り と す る。

(1) 皆 生 温 泉 公 園 利 用 人 員 70,000 人
(収 益 的 収 入 及 び 支 出)

第 3 条 収 益 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 は、次 の と お り と 定 め る。

収 入

第 1 款 観 光 施 設 事 業 収 益 101,888 千 円

第 1 項 営 業 収 益 39,127 千 円

第 2 項 営 業 外 収 益 118 千 円

第 3 項 他 会 計 か ら の 借 入 金 62,613 千 円

支 出

第 1 款 観 光 施 設 事 業 費 177,697 千 円

第 1 項 営 業 費 用 76,614 千 円

第 2 項 営 業 外 費 用 38,470 千 円

第 3 項 他 会 計 か ら の 借 入 金 償 還 金 62,613 千 円

(資 本 的 収 入 及 び 支 出)

第 4 条 資 本 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 は、次 の と お り と 定 め る (資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 対 し 不 足 す る 額 108,970 千 円 は、一 時 借 入 金 で 措 置 す る も の と す る。)

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入 108,970 千 円

第 1 項 他 会 計 か ら の 借 入 金 108,970 千 円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 217,940 千 円

第 1 項 建 設 改 良 費 1,190 千 円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 107,780 千 円

第 3 項 他 会 計 か ら の 借 入 金 償 還 金 108,970 千 円

(一 時 借 入 金)

第 5 条 一 時 借 入 金 の 限 度 額 は、176,000 千 円 と 定 め る。

昭 和 60 年 度 鳥 取 県 営 病 院 事 業 会 計 予 算

(總 則)

第 1 条 昭 和 60 年 度 鳥 取 県 営 病 院 事 業 会 計 の 予 算 は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

(業 務 の 予 定 量)

第 2 条 業 務 の 予 定 量 は、次 の と お り と す る。

(1) 病 床 数 698 床

(2) 年 間 入 院 患 者 数 233,600 人

(3) 年 間 外 来 患 者 数 334,422 人

(4) 一 日 平 均 入 院 患 者 数 640 人

(5) 一 日 平 均 外 来 患 者 数 1,126 人

(6) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 厚 生 病 院 整 備 事 業 1,575,252 千 円

医 療 機 器 備 品 647,000 千 円

(収 益 的 収 入 及 び 支 出)

補 助 の 目 的

- (1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 139,480千円
- (2) 厚生病院整備事業に要する経費 28,400千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,406,039千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	全身用X線コンピュータ断層撮影装置	一 式

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】